

佐賀県告示第三百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年十二月九日から平成二十四年一月十日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月九日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		
	区	間	域
県道 唐津北波多線	唐津市重河内字廣田一一六 八番一地从先から 唐津市北波多成淵字上ノ原 一九四四番三地从先まで	変更前の別	延長 メートル
		後	一、一一〇・五
唐津市重河内字廣田一一六 八番一地从先から 唐津市重河内字後小場一一 九八番四地从先まで 唐津市重河内字廣田一一六 二番二地从先から 唐津市北波多成淵字上ノ原 一九四四番一地从先まで	前	幅員 メートル	延長 メートル
	後	九四・一 九・二	九一六・四